

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
会議名 (審議会等名)	令和6年度 第2回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	令和6年8月23日(金) 14:00~15:30		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 第3-1会議室		
傍聴の可否	可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	なし
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項第2号の、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合に該当するため		
出席者	委員	北川委員、山口委員、中尾委員、執行委員、藤田委員、田島委員、松本委員、大曲委員、岡委員	
	事務局	建設部長、環境下水道課長、環境下水道課副課長 環境下水道課主任、環境下水道課主査	
	その他	地域共同法人日本下水道事業団研修センター 教授 加藤壮一	
会議の議題	(1) 嬉野市下水道料金改定について		
配布資料	式次第、座席表、下水道審議会名簿、審議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	環境下水道課
議題	(1) 嬉野市下水道料金改定について		
内容	下記のとおり		
審議経過	司 会	<p>1. 開会</p> <p>皆さんお揃いになりましたので、ただいまから令和6年度第2回嬉野市下水道審議会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境下水道課の古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議を始めます前に、お手元に配布しました資料のご確認をしていただきたいと思ひます。まず初めに、本日の次第がございます。次に、座席表がございます。次に、座席表がございます。次に料金体系（他市比較）がございます。また、会議開催案内と一緒にお送りいたしました「第2回 嬉野市下水道審議会」の資料がございます。以上でございますが、お手元の資料に不備等ございましたら、お知らせいただきたいと思ひます。皆さんのお手元にありますでしょうか。</p> <p>それでは、本日の審議会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に嬉野市下水道審議会名簿を配布してございますので、ご確認いただき、紹介は省略させていただきますと思ひます。なお、山口委員、池田委員は、本日、所要により欠席のご報告いただいております。</p>	
	課 長	<p>2. 課長挨拶</p> <p>それでは、開催にあたりまして、次第2課長挨拶となっております。課長の森からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。猛暑の中の一番熱い時間帯に審議会にご参加いただきありがとうございます。今日は事前に配布した資料の改定案に対して協議していただくこととなります。よろしくお願いいたしますと思ひます。それと前回の最後に質問がございました水道水のPFAS全国調査について、水道企業団に確認をとったところがございます。7月24日に確認を取り、現在企業団では毎月定期的に水質検査を実施しているということでございます。現在国からの調査依頼が来ておりまして9月に回答予定とのこと。県内水質において発がん性物質はなく嬉野市の3浄水場において</p>	

	<p>も異常は認められていないとのことですので、国には異常なしと回答しますと報告をするとのことご報告いたします。それでは、短い時間ではありますが、どうぞよろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>3. 議事録署名人の選出</p> <p>つづきまして、次第3 議事録署名の選出となっております。あらかじめ事務局から大曲様と岡様をお願いしておりますが、お二方をお願いしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
司 会	<p>ありがとうございます。それでは大曲様と岡様、議事録作成後ご署名をいただきに参りますので、よろしく願いします。</p> <p>本日の審議会には委員11名中、9名のご出席をいただいております。嬉野市下水道審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
司 会	<p>4. 議題</p> <p>それでは、これより議題に基づきまして議事に移らせていただきます。これからの議事進行につきましては、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、北川会長をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。議長をさせていただきます北川です。進行がスムーズにいきますようよろしく願いします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。今日は、嬉野市下水道料金改定について議題といたします。これにつきましては、当審議会に対して嬉野市長から諮問がございました。諮問の写しにつきましては事前に事務局より配布してございます。村上市長から、「下水道事業の経営の安定化を図るため、適正な下水道使用料の在り方について、諮問いたします。」ということで、お手元にある料金改定案について、この審議会では意見を求めるものでございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。よろしく願いします。</p>
事務局	<p>はい、では皆様よろしく願いいたします。では下水道審議会第2回でございます。第1回下水道審議会のふりかえりですけど、これまでの決算の状況を確認しますと毎年1億円の増収が必要ということで第1回の時にお話ししました。そして、この1億円を増収するにはどうしたらよいかということをお話をしましょうとお伝えしておりました。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>そうはいいまして、1億円を増収しようとする今現在の料金から1.6倍の料金改定が必要となります。今現状で20㎡2,700円ですけど、改定すると4,320円となり、さすがに1.6倍の値上げは家計への影響</p>

が大きいですので現実的ではないとなります。

次のページをお願いします。

そこで、下水道使用料算定期間の設定になりますが、令和7年度から令和11年までの下水道使用料算定期間として、5年間の料金を決めていくこととなります。

次のページをお願いします。

こちらが嬉野市の5年間の収支計画となります。小さい文字で総括原価と書いてあります。5年間にかかる費用が1,543百万円かかります。その下に使用料収入が955百万円入ります。ですので、約120百万円の年不足がでてきます。これを満額増収しようとするすると61.6%の値上げとなります。

次のページをお願いします。

そこで、今回は61.6%の値上げではなく、段階的にあげることを検討し、まず半分の6,000万円を増収する計画です。使用者によりばらつきはありますが、30%程度の値上げにおさえられます。市民の方にとっては30%の値上げは受け入れできる上限だと考えております。6,000万円料金増収できると経費回収率は80%を超えます。この経費回収率80%は、社会資本整備総合交付金の補助金交付の要件となっており、一つの目指すべき数値となります。したがって、今回は6,000万円は増収できるように料金改定案を設定しています。

次のページをお願いします。

では、どの階層の人からどれだけ回収していくのかという話になりますが、嬉野市の使用水量別年間件数・使用水量構成をグラフ化しています。こちらをみると、0^{m³}～20^{m³}が最も多いボリュームゾーンとなっています。下に件数比率がありますが、5^{m³}までは超小口、10^{m³}までが小口、だいたい20^{m³}までが約7割を占めています。つまり、0^{m³}～20^{m³}までの方からもある程度お金をいただかないと経費回収が出来ないことが見えてきます。

次のページをお願いします。

嬉野市でいろいろシミュレーションを行いました。改定案①②③としていますが、どういう風に料金設定するのか、事務局の中でも様々な意見が出た中で、全体的に公平で一般世帯の方にも配慮した内容として3案だしております。

現状は、0^{m³}～10^{m³}が一律1,200円、10^{m³}超えると1^{m³}につき150円加算しています。

改定案については、基本使用料金を設定しています。人口減少や節水機器の導入で水需要が減少してしまうので、基本使用料は一定程度確保する必要があります。従量料金については、使用水量が多ければそれだけ管に与える影響が増大することや一般家庭の負担に配慮することができること

<p>会長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>から、累進制を採用しております。まず改定案①は基本使用料400円です。改定案②③と比べると小口の方へ最も配慮した形となっています。ただし、一般の家庭30～50m³の使用水量の方については、改定案①は負担が大きい形となっております。改定案②③については、基本使用料1,000円としています。基本使用料1,000円については、ページ5に戻ってもらって嬉野市収支計画の下の表に準備料金とあります。427百万円あります。これを5年間で割りまして、令和5年度の使用料調定件数56,000件で割りますと、基本使用料1,500円位かかることがわかります。ただ、1,500円を基本使用料金に設定とすると、かなり金額が大きくなります。せめて1,000円は取りましょうという形で改定案②③は1,000円で設定しています。小口の方に配慮した基本使用料400円の改定案①と基本使用料はある程度取るという形で改定案②③を作っています。8ページをお願いします。つまり、最も小口の方に配慮した案は改定案①となります。改定案②③については、基本使用料は1,000円ですが、改定案③については改定案②と比べると小口の方へ配慮した形となっています。つまり、大口の方へ負担をお願いしている形になります。改定案②については、改定案①や③と比べると、皆さんで負担するという形になっています。この3案どれをとっても6,000万円増収できる設定となっています。また、この3案は、10m³2,000円、20m³3,400円程度取るように条件を合わせております。次のページをお願いします。</p> <p>20m³3,400円程度にした経緯ですが、平成17年1月21日全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料で1m³150円、20m³3,000円は最低限行うべき経営努力として回収してくださいと示されています。他市との比較ですが、改定案①②③どれを選んでもちょうど中央あたりの設定となっています。次のページをお願いします。</p> <p>では残り6,000万円の不足についてはどうするのかですが、一般会計から基準外繰入で赤字分を今後もお願いするという形で考えております。説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局からの説明をうけました。特に資料8ページの下水道使用料金改定案①②③の説明を受けたと思います。それについて審議いただきたいということですが、資料をご覧になって、何かお気づきのところや質問等があれば手をあげて質問して頂きたいと思います。</p> <p>今日の議題とは直接関係はありませんが、今後のスケジュールは3回目で答申するのですか。</p> <p>今回の審議会で皆さんの意見が一致するようであれば、第3回で答申案をお示して、内容を見て皆さんのご了承をいただきたいと思いますと考えておりま</p>
--------------------------------	---

委員	す。
委員	3回目で答申まではいかないということですね。
委員	今日は料金改定①②③について決めるわけですね。
事務局	6ページについて、社会資本整備総合交付金とはなにかという話にもなるので、国土交通省の補助金で、嬉野市の下水道整備に使う補助金になるという説明を丁寧をお願いします。
委員	そのように説明させていただきます。
事務局	改定案①②③について、基本使用料0 m ³ とあるが、こういう形で出されるのですか。
委員	0 m ³ でも管の整備はされているので、発生している費用はあります。0 m ³ であっても、今も費用はいただいています。
事務局	それはわかりますが、基本使用料0 m ³ として、基本使用料をとるのは受ける感じが違うのかなと思ひまして。
委員	料金体系の話になりますが、佐賀県内では、0～5 m ³ 、0～10 m ³ とされているところが多いですが、県外を見ると0 m ³ で基本使用料を設定して1 m ³ 増えるごとに料金設定している市町はあります。
事務局	使用料が0 m ³ で料金を徴収することに、感情的にどうなのかと思ってしまう。5 m ³ 以下だと0 m ³ でももらうというのはわかります。本当に0 m ³ としたときに基本使用料は必要なのでしょうか。1年間使用しなかったときの措置はできるのですか。
委員	中止の手続きをすれば、基本使用料はかかりません。空き家などで、使用できる状態にし、基本使用料を払われる場合はあります。
委員	その人が納得している分についてはいいのです。ただ0 m ³ で基本使用料がついているのは、気持ちがどんなかなと。
事務局	どうですかね、0というのにわだかまりがあるようですが、基本使用料だから仕方ないと感じがするが、謳い言葉として基本使用料ではなくて、0 m ³ という説明をするのですか。
委員	使われる状態であれば基本使用料はいただきます。中止の手続きをしてもらうといたしません。電気料などと同じです。
事務局	電気もブレーカーを落とし、水道は閉栓の手続きをすれば払わなくてよいですよ。
委員	下水道も同じです。
事務局	改定案①は、1 m ³ ～10 m ³ まで150円としているじゃないですか。10 m ³ 1,500円ということですか。
委員	改定案①でいうと、550円です。10 m ³ で1,900円です。
委員	そういうことですね。
事務局	これは、0～0.9 m ³ までは、400円ということですよ。
委員	小数点以下はありません。
事務局	計算上ないのでですか。

委員	0 m ³ か1 m ³ かです。水道の使用水量に合わせています。
事務局	基本使用料という名前がよくないのではないのでしょうか。電気とかでいうと、基本料金というから、下水道で基本使用料というのですか。
委員	そうです。
事務局	※で説明があったほうがよいですね。
委員	下の表をみると、使用水量で使用料金がわかるようにはしています。たとえば10 m ³ であれば1,200円から2,000円に上がるんだということがわかります。
事務局	前の話に戻るが、料金体系の示し方はこういう形ですか。
委員	基本使用料を設定し、1 m ³ ごとに従量使用料を加算して計算する形になります。
事務局	そこをきちんと書いておいたほうが良い。
委員	市民の方にはわかりやすいようにお知らせします。
会長	誤解がないように注意してもらえればよいです。
事務局	理解できる考え方で説明をするとのこと。そのあとの改定案①②③について、検討していただきたいとの話です。
会長	最も大きな違いは基本使用料の違いです。基本使用料を400円とするか、1,000円とするのか。そのご意見をお願いします。先ほども言いましたように、改定案①400円は最も小口の負担を減らし大口に負担を求めるもの、改定案②③は基本使用料1,000円としています。30 m ³ ～50 m ³ の一般家庭をどう考えるのかの視点も含めてご意見をお願いします。
委員	今説明があったことで、質問がある方は。まず基本使用料について決めましょう。基本使用料1,000円となれば改定案②③で検討するということとなりますので、順序を追って意見がございましたら、手をあげていただいてよろしいでしょうか。
事務局	一番下の表が差額のところが、現行との比較になるのでしょうか。年ですか、ひと月ですか。
委員	ひと月です。50 m ³ 以上となると、事業所が主になります。
事務局	今まで、基本使用料は1,200円ですよね、改定案①は別として、改定案②と③も基本使用料下がっています。今回増収したいお金は6,000万円以上なわけで、私は改定案②でもいいのかなと思います。というのは、累進でもよいが、使用すれば単価は安くなる。大口のことを考えると、②が一番良いのではないかと考えます。
委員	改定案②は1 m ³ ～20 m ³ の幅が広いですよ、例えば区分を10 m ³ ずつにするなど区分を狭くするとよいのではないですか。改定案①も基本使用料を500円にすると35.0%になるのではないかと思います。
事務局	まずは、基本使用料を設定して、あとは従量をどうかけていくかになるのですが、基本使用料や従量使用料をこの案から上げると大口にさらに負担

委員 事務局	<p>がいきます。今回市としては、シミュレーションを繰り返した結果皆さんに納得いただける3案として絞り込んでいます。</p> <p>一番使用量が多いところは、どの区分ですか。</p> <p>20m³までがボリュームゾーンとなるので、ある程度、そこで取らないといけません。嬉野市の場合、水需要の多い事業所が少ない実情もあります。他市との比較をご覧ください。水量毎に見た場合でも、他市と比べると、小口にも大口にも配慮した形となっています。改定案①②③どれも同じように他市と比較して、決して高い料金ではありません。</p> <p>今お手元に各市の料金体系表をお配りしています。従量使用料が最大324円となっている市もあります。市町の水需要によりはしますが、産業がない、事業所がないところはどうしても小口使用者にも負担を求めないといけないところはあります。</p>
会長	<p>今説明がございましたが、改定案に戻ってもらって基本使用料の400円と1,000円についてまずは決めましょう。ご意見をいただきたい。おひとりの委員の方は改定案②の1,000円がよいとのことでしたが、改定案の表の差額をみていただいて、どちらのほうがいいのか考えてみてください。</p>
事務局	<p>すぐ決めるのも難しいと思いますが、改定案②と③であれば、0m³の方からも最低限の経費が回収できるという経営上の強みがあります。改定案①は市民の方からすると節水すればするほど、その努力が見えやすい体系になっているとも言えます。</p>
委員	<p>改定案①についてですが、11年度までの改定案として出されていると思いますが、12年度以降、同じくらい値上げをしなければならぬとき、基本使用料だけあげればよいとすれば改定しやすいのかなと思うのですが。</p>
委員 事務局 会長	<p>全体的に上げることができるということですね。</p> <p>そうです。</p>
事務局	<p>今意見が出ました。改定案①は次回の料金改定を考えたときに改定しやすく、市民の方には節水努力が見えるので良いとするのか、改定案②③のように基本使用料である程度回収していくのかという話になってきます。</p>
加藤教授	<p>改定案①②③ともに10m³2,000円20m³3,400円くらいになるように設定しています。10m³2,000円、2,200円、1,900円というふうに2,000円の大台に乗るかどうかで心象は違うと思います。一人暮らし二人暮らしの小口の方に配慮するのか、それとも3人4人で暮らしていらっしゃる世帯を考えるのかで変わってくると思います。加藤教授、皆さんなかなか決め手にかける点があるようですが、なにかアドバイスをいただけないでしょうか。</p> <p>どの案をとっても非常にバランスが良くて、どの案も6,000万増収できますし、だれから頂くのかということだけなんです。小口の方もみんな</p>

委員	<p>な含めて負担しましょうなのか、ある程度大口の負担をいただくのか、小口の方に負担をいただくのかでございまして。どれを見ても嬉野市の改定案はバランスがよくて、佐賀県内で突出して高いわけではなく、どれを選んでいただいても迷われるくらいで大きな差はないということなんです。どれを選んだからと言って貧乏くじを引くようにはなっていません。ご自身の立場でお決めいただいていると思います。地域の代表の委員として、選んでいただいていると思います。</p>
事務局	<p>現行の基本使用料1,200円、10m³を超えると150円ずつ加算となっています。改定案①は基本使用料を思い切って下げて、従量使用料を上げていて、改定案②と③は基本使用料はある程度回収するという形で1,000円とし、そのなかでも改定案③は小口の方に配慮した形になり、改定案②は全体で負担をするような形になっています。私も改定案②がいいかなと思います。現行と改定案を横並びに見ると、改定案②だけ1m³~20m³まで同じような区分があってもいいのではないかという感じがしました。説明する立場からすると、ある程度区分が横並びになっており違いはこうですという説明をしていただければ、理解しやすいのかなと思いました。</p>
事務局	<p>1~10m³、11m³~20m³のところを細分化してもよかったのではないのかとも思うのですがどうでしょうか。</p>
委員	<p>あまり細かく分けすぎてもというところもあり5段階にしています。6,000万円を増収するという目標がありまして、従量のかけかたは計算の結果です。</p>
会長	<p>他の同じ表のような見方をする人に対して、そのような説明をしていただければ。どこが同じでどこが違いますと言っていただければ。やり取りすれば理解はできました。</p>
事務局	<p>お二人は改定案②基本使用料金1,000円とのことですが、400円の方がいらっしゃれば。基本使用料400円の説明をもう一度お願いします。</p>
委員	<p>改定案①は、基本使用料400円と安いですが、従量使用料が高いです。3つの改定案の中で、もっとも節水努力の効果が出やすい料金体系です。確かに、基本使用料400円にしたら節水努力した人というのはわかります。しかし、施設の維持管理はしなければいけないので、それはやっぱり最低限みんなで負担するように基本使用料1,000円をとるという考え方はあっていいかなと思います。</p>
事務局	<p>実際は、1,500円かかっています。そこをどういう風に考えるかです。本来1,500円かかっているところを、せめて1,000円とりましょうとするのか、そうではなくて節水する世帯に効果が見えるような改定案①にするのか。本来とるべき基本使用料を考えると改定案②③が本来の形なのかなと思います。ただ改定案①のように基本使用料を安くし</p>

委員 事務局	て、従量使用料で取るという方法もあります。 他所の市は、基本使用料の考え方は同じような考え方ですか。
会長	佐賀県内は5 m ³ や10 m ³ まで一律というのが主流です。他県では、基本使用料を設定し、水量に応じる累進性をとっている市町もあります。0 m ³ 使っても、10 m ³ 使っても同じ金額というのはどうなんですかという考えもあると思います。それより、基本使用料はこのくらいかかるので、基本使用料はある程度取って1 m ³ 増えるごとに従量使用料が発生しますという形が利用者にとって納得いただける料金体系かと思います。
委員 会長	基本使用料1,000円取りましようというのが説明もしやすいのかなと思います。皆さんいかがでしょうか。 はい（全員一致。）
委員 事務局	事務局は納得されるように説明をお願いします。よろしいですか。それでは、基本使用料1,000円が決まりました。改定案②③の均等改定が良いのか小口使用者の負担を軽減がよいのか。そのことで意見があれば。今までは改定案②が2名いらっしやいました。 改定案②は他の案と違って41 m ³ ～50 m ³ 、51 m ³ ～と区分が違うのか。50 m ³ で切られた理由を教えてください。
委員 事務局	41 m ³ ～210円となると、6,000万円増収できませんでした。そして、改定案③に51 m ³ ～とすると上がり幅が大きくなりすぎました。さすがに大口使用者の負担が大きくなりすぎるところもあり、改定案②には51 m ³ ～という区分を設定しています。
委員 事務局	大口の負担は、改定案③も同じですよ。41 m ³ 以上230円は、できなかったんですか。
委員 事務局	大口のことを考えると、41 m ³ ～230円とした場合、金額が高くなるため、事業所の配慮として41 m ³ ～50 m ³ を入れています。
会長 委員	6,000万円以上になって、上げすぎになるっていう話ですよ。そうですね、事業所の方が一般家庭の方よりも改定額が大きく改定率も大きくなります。大口事業所については、個別に説明を考えています。
委員 事務局	他に意見はありますか。 今まで1億円一般会計から繰入していて、料金改定はしていない。今回諮問を受けたが、いずれにしてもそのうちの半分を捻出しようと努力はするわけですよ。
委員 事務局	他の市も一般会計から繰り入れているのか。 下水道は、全国的に一般会計から基準外を繰り入れないと事業ができません。下水道は、赤字を抱えている事業です。
委員 事務局	これでいけば、社会資本整備総合交付金の要件をクリアするというのでしょうか。
委員	おっしゃるとおりです。 私としては表を見て、改定案③が納得するのではと思います。改定案②は

会長	いびつになっている。小口の方が多いと思う。大口の方には、事務局が説明するとのことですので、私は③案がいいと思います。
委員	最終的には、多数決で決めたいと思います。
事務局	改定案③が小口使用者の負担の軽減ということで大口使用者についてはいろいろ事務局説明に行くような感じに対応するということですね。
委員	改定案③は、小口使用者負担の軽減分している大口使用者に負担を求める形にはなるものですが、他の市と比べたら嬉野市は高くはありません。大口事業所については、戸別訪問してご説明をしたいと考えております。
事務局	わかりました。私先ほど数字だけ見ればみんな応分の負担をした方が説明はしやすいかなと思ったので改定案②と言いましたが、改定案③が小口負担の軽減をしながら大口の方には丁寧に説明してご理解をいただくということですね。
委員	はい、そうです。
事務局	41 m ³ 以上は、何件ありますか。500件くらいですか。
会長	500件もないです。
	どちらがいいのか個人的に手をあげてもらって多数決で決めたいと思います。改定案②に賛成の方、手をあげてください。
	(挙手無し)
委員	そしたら、皆さん改定案③ということで全員一致ということで、よろしいでしょうか。
会長	はい。
事務局	今回は、これについての答申案を作ってもらって皆様で検討いただくことになります。よろしいでしょうか。
	ありがとうございました。それでは第3回下水道審議会は、今回改定案③と決まりましたので、答申案をご提示し、それについてご了承いただくというようにしたいと思っております。今回は、9月27日金曜日14時からうれしの市民センターとなっております。会場お間違いなくよろしく
委員	お願いします。
事務局	その他でお尋ねですが、鳥栖市や佐賀市が安いのはわかるが、なぜ鹿島市がこんなに安いのですか。
委員	鹿島市も料金改定で審議中でございます。
事務局	これで終わりたいと思います。ありがとうございました。
	それでは、第2回下水道審議会をこれで終わらせていただきます。皆様長時間の審議ありがとうございました。